

広島県告示第九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三原市木原六丁目及び尾道市福地町地内					
	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	福地東（二八〇八―六）	急傾斜地の崩壊	福地東（二八〇八―六）	福地東（二八〇八―六）	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	次の図のとおり
	土石流	西福地川（三一二）	土石流	西福地川（三一二）	西福地川（三一二）	次の図のとおり
	土石流	東福地川（三三三―一）	土石流	東福地川（三三三―一）	東福地川（三三三―一）	次の図のとおり
	土石流	東福地川（三三三―二）	土石流	東福地川（三三三―二）	東福地川（三三三―二）	次の図のとおり
	土石流	西鳴滝城川（二一二六）	土石流	西鳴滝城川（二一二六）	西鳴滝城川（二一二六）	次の図のとおり
	土石流	東鳴滝城川（二一二七）	土石流	東鳴滝城川（二一二七）	東鳴滝城川（二一二七）	次の図のとおり

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。